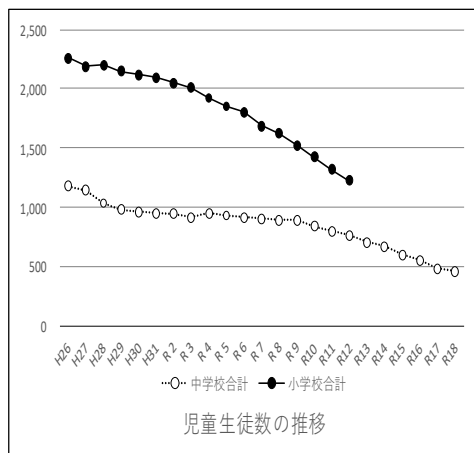




笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画書改訂版(案)概要

1 笠岡市立小・中学校の現状と将来的な見通しについて



全国的に少子高齢化が進む中、笠岡市においても児童生徒数が減少し、小・中学校の小規模化が進行しています。その状況を受け、平成26年に学校規模適正化計画を策定し、令和2年に施設一体型小中一貫教育校の整備を踏まえた改訂を加えて現在に至っています。

その後の出生数等を加味して将来の児童生徒数を再評価した結果、これまでの予測を大きく下回る見込みとなったため、将来を見通し、持続可能で特色ある教育を行っていくために、本計画を見直すこととしました。

【中学校】

- ・令和18年度の生徒数は令和6年度に比べて半減
- ・クラス替えができない学校が多数

【小学校】

- ・令和12年度の児童数は令和6年度の2／3程度まで減少

2 目指すべき学校教育の方向性と学校規模適正化の必要性

【中学校】

- ・十数年先には、笠岡東中以外はクラス替えができない学校規模になる
- ⇒ 市内全体の学校数と配置の大幅な見直しが必要

1 学年1学級という小規模の学級編制では

- ・集団での活動が制限される
- ・人間関係が固定化する
- ・多様な考え方に触れ豊かな人間性を養う経験が不足する 等のデメリットがある

【小学校】

- ・島しょ部のみならず北部エリアの学校配置の在り方も検討が必要
- ・すでに出現している、または今後出現が予想される複式学級への対応が必要

複式学級では

- ・2つの学年の児童生徒を同時に指導することになり様々な課題がある
- ・今後は、変則複式学級編制の増加が見込まれ、授業における困難さが増すことが予想される

3 学校規模適正化計画の基本方針

学校規模

【小学校】

- 1校当たりの学級数は少なくとも1学年1学級以上
- 複式学級の解消に努める
- 1学級当たり児童数は20人を目安

【中学校】

- クラス替えが可能な1学年複数学級

通学

【距離】

距離等については義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に準拠

＊小学校児童 4 k m

＊中学校生徒 6 k m

【地形】

体への負担や安全上問題のある通学路の設定は回避

通学距離がこれらを超える場合はスクールバス等を運行

災害

災害を警戒すべき区域への新たな学校設置は避ける

土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域
津波浸水想定区域

施設管理

適正化の検討に際して、校舎や屋内運動場等で老朽化している施設については、その耐用年数も考慮

適正化計画を見直したうえで、施設一体型小中一貫教育校の在り方についても検討が必要

中学校

- ＊クラス替えが可能な規模の学校を複数校維持する
- ＊小規模の特性を生かして特色ある教育を行う特認校（転入学特別制度）を維持する

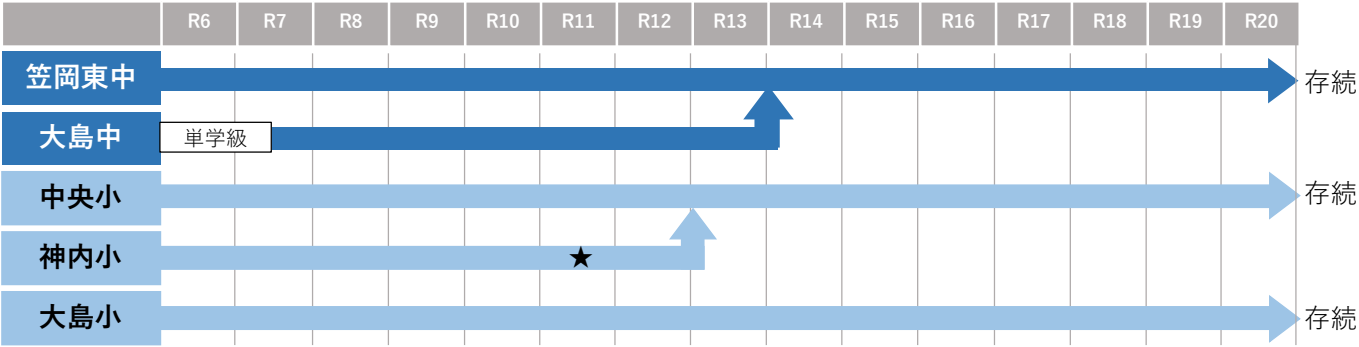
小学校

- ＊複式学級の解消に努める
- ＊複式学級になるまでは、中学校以上に地元地域と距離が近く、密接に連携して教育を行うという小学校の利点をできるだけ考慮する
- ＊小規模の特性を生かして特色ある教育を行う特認校（転入学特別制度）を維持する

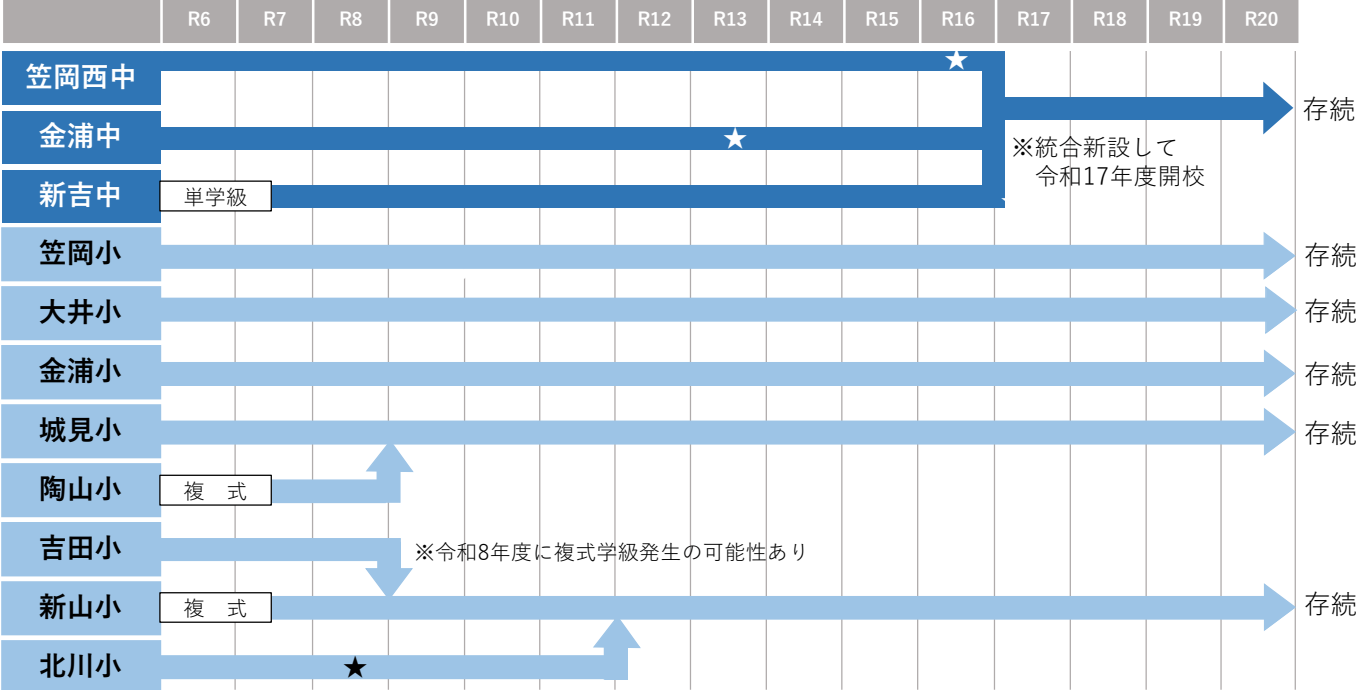
4 学校規模適正化に向けた適正配置計画

(☆はR 7以降の中学校の単学級発生年度，★はR 7以降の小学校の複式学級発生年度)

【東部エリア】

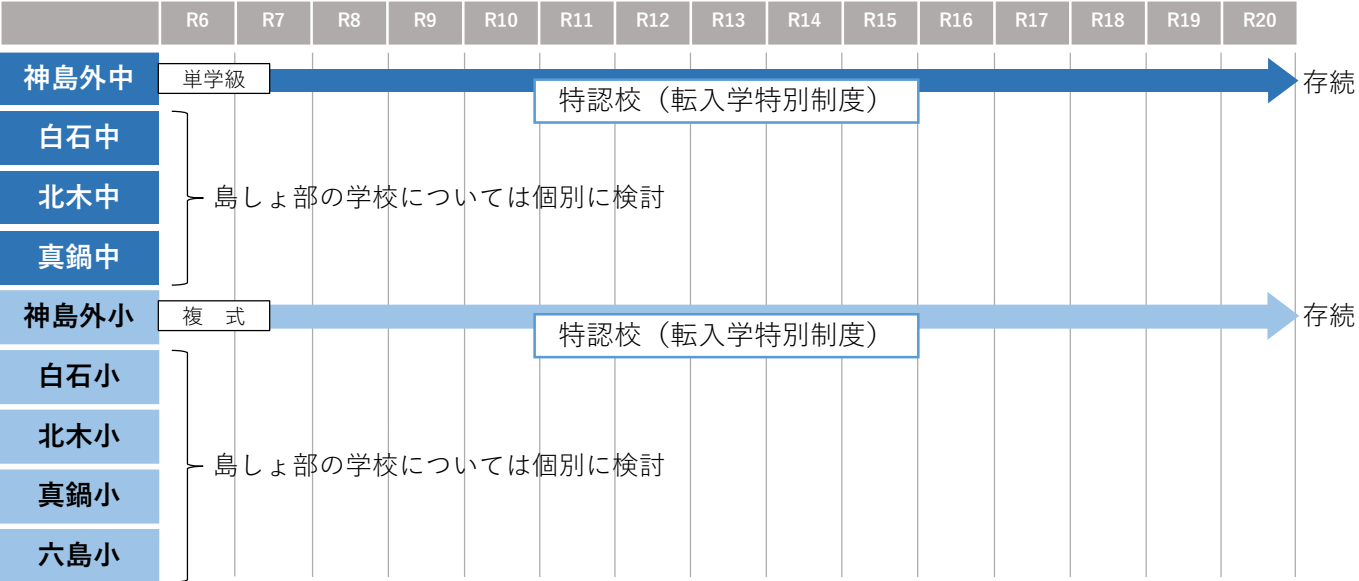


【西部・北部エリア】



※ 小北中は組合立のため、矢掛町と別途協議

【南部・島しょ部エリア】



※ 存続予定の小学校も、将来的に児童数が減少して複式学級が発生すれば、統合を検討